

明監報第5号

こども局（こども育成室）行政監査結果報告のこと

地方自治法第199条第2項の規定により、みだしの監査を明石市監査基準に準拠して実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

令和6年3月25日

明石市監査委員	藤	本	一	彦
同	藤	田	隆	大
同	竹	内	き	よ子
同	井	藤	圭	順

こども局（こども育成室）行政監査の結果について

1 監査のテーマ

「準公金の取扱いについて」

（注）準公金とは、職員が職務に関連して取り扱う現金等で、明石市財務規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則が適用されないものをいう。

2 監査の対象部局

- (1) こども育成室
運営担当、保育所
- (2) 幼稚園

3 監査の期間

令和5年11月27日から令和6年3月25日まで

4 監査の対象範囲

監査事務局の実地監査時点における準公金の取扱いに関する事務の執行を対象とした。

5 監査の対象事項

- (1) 準公金の取扱状況について
- (2) 準公金の取扱金額について
- (3) 準公金の管理状況について
- (4) 準公金の事務処理について

6 監査の方法

明石市準公金取扱基準等に基づいた事務が行われているかについて、こども局（こども育成室）の関係書類等を証憑書類等の突合や関係職員からのヒアリングなどの方法により監査を実施した。

7 監査の結果

こども局（こども育成室）で取り扱っている準公金のうち、こども育

成室74件（運営担当1件、保育所3件、幼稚園70件）の監査を実施した結果、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、別途改善の検討を指示した事項^{*}については、改善措置を講じられたい。

また、所管部署におかれては、他に同様の事例が発生していないか十分に点検を行われたい。

— 参考 —

※別途改善の検討を指示した事項

行政監査（準公金の 取扱いについて）	取扱 状況	取扱 金額	管理 状況	事務 処理	計
件 数			5	8	13

※ 上記表は、今年度から監査結果の参考として添付しています。